

議案第91号

新居浜市心身障害者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例  
の制定について

新居浜市心身障害者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年12月4日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市心身障害者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市心身障害者福祉センター設置及び管理条例（昭和51年条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新居浜市障がい者福祉センター設置及び管理条例

「身障センター」を「障がい者福祉センター」に改める。

第1条中「新居浜市心身障害者福祉センター」を「新居浜市障がい者福祉センター」に改める。

第3条第3号中「心身障害者作業訓練所」を「障がい者作業訓練所」に改める。

第8条中「き損し」を「毀損し」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

## 提案理由

老朽化による新居浜市心身障害者福祉センターの改修に併せ、当該施設の名称を変更するため、本案を提出する。